

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	隅田浩司君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.3 (2007. 3) ,p.195- 207
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070328-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

隅田浩司君学位請求論文審査報告

い、競争環境は、複雑でありまた多様化している。特に、経済環境の変化に伴い、競争者同士の関係もまた、単に「競争者」としてではなく、ある部分では、協力・提携関係を締結し、その上で競争を繰り広げるといった重層的な関係が構築される機会が増えてきた。

本論文は、このような最近の競争環境の変化の中で行われる競争事業者間の共同行為（事業提携など）について、適切な競争法上の評価の在り方について検討するものである。特に、競争事業者間の共同行為規制について、豊富な先例を有する米国反トラスト法の最近の議論状況を整理・検討し、その中から、競争法における共同行為規制内部の評価手法・判断基準を抽出し、これを批判的に検討することを企図している。

そこで、本論文は、資格専門職団体の内部規制、戦略的な事業提携といった、競争法上の評価に際して慎重な考慮を要する行為類型（非ハードコアカルテル）に対する適切な分析（審査）手法を模索することを企図している。この非ハードコアカルテルに対する競争法上の評価は、入札談合、価格カルテルに代表されるハードコアカルテルとは異なり、企業行動に対する影響を考える上で競争上の問題を内包している。すなわち、ハードコアカルテルに対し、そ

1 II 問題の所在と本論文の構成
1 問題の所在
近年、経済のグローバル化、さらに情報経済の進展に伴

2

隅田浩司「競争法における抱き合わせ規制と統合製品の評価」大宮ローレビューカリオ（大宮法科大学院大学）（二〇〇五）九四頁

副論文
問題の所在と本論文の構成

1 問題の所在

近年、経済のグローバル化、さらに情報経済の進展に伴

の正当化の余地を認めず厳格な規制が行われている場合、必ずしも反競争的効果を有するとはいえない競争事業者間の水平的合意、たとえば、新しい形態の事業提携、共同研究開発さらに、業界内部での自主規制に対しても、事業者は、競争法の適用を過度に警戒する傾向があるからである。

したがって、我が国をはじめ各国の競争法の執行当局や裁判所は、非ハードコアカルテルに対する競争法の適切な解釈適用、特に反競争的効果の正確な測定をどのように行うべきか、について大きな関心を寄せているのが現状である。

本論文では、この問題意識に基づき、事業者間の水平的合意に対する適切な競争法の解釈・適用の指針を探るため、米国反トラスト法における競争事業者間の水平的合意を中心的に検討を加えている。この反トラスト法は、一八九〇年の制定現在に至るまで、競争事業者間の水平的合意に関する多様な先例を有している。特に、米国では、反トラスト法の運用が裁判所を中心に行われてきたことから、当事者の主張・立証に対して、裁判所が具体的な論点を設定し、詳細な理由づけを付した法的判断が示されてきた経緯がある。したがって、本論文は、この豊富な先例を分析し、競争事業者間の水平的合意に対する競争法の分析手法の具体

的内容を検討することを企図しており、さらに、競争事業者間の水平的合意に関し、事業者間の協調行為による競争の停止を意図する共同行為と、協調行為を通じて競争者を排除する共同行為（共同の取引拒絶）の双方を比較・参照しつつ研究を進めている。

本論文の構成は、第1章において「当然違法の原則・合規の原則の歴史的展開」が検討され、続く第2章では「競争事業者間の事業提携に関する反競争的効果の分析」が検討されている。その上で、非ハードコアカルテルに対する分析として不可欠な「市場効果の分析」の検討が行われている。さらに、「競争者排除型の共同行為である共同取引拒絶に関し、第4章「共同の取引拒絶に対する反トラスト法の評価と分析手法の考え方」において検討が加えられている。第5章では、「当然違法の原則から大きな転換を迎える「抱き合わせ」に対する分析手法の展開」を素材として、引き続き、反トラスト法における分析手法の構造について検討を加えている。その上で、第6章「競争事業者間の競争回避型合意と分析手法」では、これまでの分析をふまえ、水平的合意の中でも近年、米国で大きな展開のあつた競争回避型合意に関する分析手法を検証し、終章において、競争事業者間の水平的

合意に関する米国反トラスト法の分析手法に関するまとめがなされている。以下、各章毎に概要を概観し、検討する。

2 合理の原則・簡略化された合理の原則に関する新しい展開

第1章では、米国反トラスト法における当然違法の原則、合理の原則さらに簡略化された合理の原則について、その生成と展開について歴史的な視点から検討を加えている。

特に本論文では、当初、Chicago Board of Trade 事件 (Board of Trade of City of Chicago v. United States, 246 U.S. 231, 238 (1918)) において確立された分析手法である合理の原則では、問題となる取引制限に関して、当該行為の性質、影響そして目的を分析すると明示したものの、具体的にどの程度まで被告の行為が市場に与える影響を立証する必要があるのか、また性質、影響そして目的を考慮する際の具体的な考慮要因はどうななもののかといった問題について明確に判示しなかつたことに着目し、それがその後の判例に与えた影響について検討を加えている。

の合理の原則に対して、反競争的効果の明確な行為類型に対して当該行為の性質、影響そして目的を詳細に考慮

する必要はないのではないかという批判が強まり、その結果、当然違法の原則が確立された。この当然違法の原則とは、裁判所の経験上、当該行為によって反競争的効果の発生がほぼ確実であり、競争促進的効果の存在の可能性が極めて低い特定の行為類型については、原告側は、被告の行為が当該行為類型に該当することを立証すれば足り、被告側は当該行為が有する競争促進効果に関する立証責任が転換されるという分析手法である。この当然違法の原則は、反競争的効果が明らかな行為に対しても、合理の原則に比べてより明確な基準を示すものであったことから、反トラスト法実務に大きな影響を与えることになる。しかし、この原則は、詳細な市場の影響の分析を回避する簡便性ゆえに、問題とされる行為と、当然違法の原則が適用されるとされた先例との関連性を立証することによって違法と評価されてしまうという問題を有していた。の当然違法の原則の「硬直性」は、音楽著作権の集中管理が問題となつた BMI 事件 (Broadcast Music Inc., v. Columbia Broadcasting System Inc., 441 U.S. 1 (1979)) や、より具体的な問題として意識されるようになった。の音楽著作権団体の集中管理に関する問題を取り扱う上で、表面上、競争事業者間における水平的な価格競争と見られる行為類型の

中にも、競争促進効果が認められるものに対し当然違法の原則をそのまま当てはめるに問題があることが明確になった。

これに対して、大学フットボールのテレビ放映権について放送する試合の総数および一チームあたりの試合放映の回数などを制限したNCAAの規則がシャーマン法一条に違反するかどうかが問題となつたNCAA事件(National Collegiate Athletic Assn. v. Board of Regents of Univ. of Okla., 468 U.S. 85 (1984))は、あからさまな価格および産出量制限についての正当化の余地を狭くしながらも、NCAAによるテレビ放映権の制限が、直ちに当然違法の原則が適用されシャーマン法一条に違反するという判断を採用せず、合理の原則に基づいて判断するとした。しかし、本判決は、反競争的効果をさらに詳細に立証するための市場分析を行わず、比較的少数の考慮要素での違法性を評価している。このNCAA事件判決をとらえて、簡略化された合理的の原則が生成されたとされている。その後、一般には、米国の反トラスト法は、当然違法の原則、簡略化された合理的の原則として合理の原則という、「三つのアプローチ」が存在するという認識が広まつて行った。しかし、本論文は、すでにこの当時から、市場における市

る事業者の共同行為が市場に与える影響について、どうまで定式化した判断が可能となるのか、という本質的な疑問は依然として解消されていなかつたと指摘する。

この点はつゝで、あわめて興味深い問題提起を行つた判例が、California Dental Ass'n. v. F. T. C. 526 U.S. 756 (1999)である。本件は、歯科医師会による会員に対する広告制限が問題になつた。本件は、控訴審が適用した簡略化された合理的の原則の適用を否定し、合理的の原則で判断すべき事案であるとして原審に差し戻したが、その際、「完全な (full) 市場分析」は必要ないもののCDAのように明らかに反競争的制限とは言い難いものについては十分な (plenary) 市場分析を要すると判示するとともに、当然違法、簡略化された合理的の原則として合理という類型は、固定的なものではなく、「反競争的効果が直感的に、そして、明白に推定できる規制とより詳細な取り扱いを要する規制との間に絶対的な基準を引くことはできない」という判断を示した。本論文では、本判決が、情報の非対称性の問題に言及し、事案の性質に配慮した反競争的効果の立証を求めている点に着目している。さらに、市場力の具体的な内容および立証の手法については、合併規制における市

場力の立証とは異なる視点が必要になること、すなわち情報の保有および制限に着目した市場力分析のアプローチの可能性を論じている。そして、シカゴ学派の提唱した経済分析の重要性と、先例の蓄積を通じた「経験」のバランスをいかに図るかという課題に対しても、合理的の原則の精緻化の中に、その解があるという視点を提示する。ただし、CDA事件判決は、合理的の原則の精緻化、その事案に即した分析の重要性を示唆しているものの、本論文が指摘するところ、その具体的な内容について明示してはいない。この問題をさらに検討するため、本論文は、CDA判決の後、司法省と連邦取引委員会が提示した事業提携ガイドラインに着目する。

3 事業提携ガイドラインにおける分析手法の整理

第2章では、この事業提携ガイドラインを取り上げ、合理的の原則の精緻化について検討している。この事業提携ガイドラインは、国際競争の激化、市場の成熟化に伴い、事業提携が経営戦略として重要視されていることに鑑み、その競争促進効果に配慮した運用を目指すものである。ただし、他方で、競争事業者間の事業提携は、競争事業者間の競争を停止させ、共謀を助長するなど反競争的効果のおそれがあるのも事実である。そこで、このガイドラインは、反トラスト法上問題となる事業提携に対する訴追基準として、反トラスト訴訟における分析手法に基づいた審査項目を公表した。

本論文では、このガイドラインについてCDA事件判決を受けて、訴追当局が、これまでの分析手法をめぐる議論を整理し、特に合理的の原則の精緻化に関する訴追側のこれまでの考え方を整理して提示するものであると評価した上で次のような点に着目する。まず、当然違法の原則について、二段階アプローチを採用し、当然違法の原則が適用される範囲等をより明確にすることで、事業提携を促進する効果を狙っている点が重要であると指摘する。ただし、この当然違法の原則の適用範囲縮小に伴い、事業提携ガイドラインに基づく執行当局の訴追活動はこれまで以上に、合理的の原則に基づく詳細な立証が重要となると本論文は指摘する。このため、ガイドラインは、水平的合意に對して、簡略化された合理的の原則として合理的の原則が適用される場面を明示し、特に、合理的の原則の中身について、水平合併ガイドラインの内容を参考に、その精緻化を試みている。なお、この水平合併ガイドラインが経済分析を導入したことから、事業提携ガイドラインにおいてもその影響が

見られる。本論文は、今後、事業提携のような競争事業者間の水平的合意に関し、その競争への影響に関する分析の中で経済分析が用いられる可能性を重視し、経済分析が法的判断にどのような影響をもたらすのかについて検討を行つてゐる。いわゆる Daubert 事件判決 (Daubert v. Merrell Dow Pharma. Inc., 509 U.S. 579 (1993)) が重要となる。米国反トラスト法では、一九九〇年代以降、経済学者による専門家証言採否の基準がクローズアップされている。ただし、「専門家証言は市場における諸事実に替わるものではない」とした Brooke 事件判決 (Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp. 509 U.S. 209, 242 (1993)) にあるように、事案に即した経済分析であるか否かを厳しく精査するのが、現在の米国反トラスト訴訟の現状であることから、第3章において、この問題を正面から取り上げ分析している。

4 対市場効果の分析

第3章において、本論文では、競争事業者間の水平的合意に関する反競争的効果の分析に際し、大きく事実関係の問題と当該行為と結果との間の因果関係の問題に区分している。この区分に従うと、合理の原則の場合は、特に反競

争的効果の存否に関し、被告の行為と反競争的効果との因果関係の存在の立証が重要なこと、そして、その際、経済学に基づく専門家証言の役割はこの因果関係を説明するため用いられる指摘している。この整理に基づいて本論文は、米国反トラスト訴訟における専門家証言の許容性をめぐる判断について検証し、今日、米国では、この専門家証言で提示される経済分析が、法的意思決定を補完するものとして適切なものといえるかが厳しく精査されること、特に違反となる行為と反競争的効果との間の因果関係の存否をめぐる評価として議論されていることを明らかにしている。なお、本論文は、当然違法の原則や合理的の原則の選択と適用それ自体の議論は、あくまでも法律問題であり、証拠法上の議論ではないことに留意されたい。この検証の後、統いて、反競争的効果に関し、水平的合意なし行為と反競争的効果との間の因果関係という基軸に基づいた分析と整理によつて、反トラスト訴訟における議論の整理を試みている。

本論文は、第3章で提示した当該行為と反競争的効果との間の因果関係の存否という視点を用いて、第4章において、共同の取引拒絶における従来の米国における分析手法の適用について検討している。その中で、反競争的効果に

関する因果関係に関する分析に際し、共謀型の共同の取引拒絶と競争者排除型の取引拒絶とを分けて整理することの有用性を指摘している。特に、共謀型の共同の取引拒絶の文脈で適用される当然違法の原則と、競争者排除の取引拒絶の相違点を明確にすることにより、共同の取引拒絶に対する市場力の立証を要求する形の当然違法の原則の適用の意味がより明確に理解できるとしている。さらに競争者排除型の共同取引拒絶については、事案の性質によっては、当然違法の原則の適用が望ましいといえるか、今後議論になりうると指摘する。この点に関連し、銀行間のジョイン・トベンチャ―であるVISAとMasterCardによって加盟店銀行における他社カードの発行拒否が問題となつたVISA事件 (U. S. v. VISA U.S.A. Inc., VISA International Corp., and MasterCard International Inc., 163 F. Supp. 2d 322 (2001))を取り上げ、本件に対しても合理的な原則が適用された意味を探り、取引拒絶という行為類型における反競争的効果の測定の課題を抽出する。本論文では、共同の取引拒絶は、その当然違法の原則の適用の背後には、共同して競争者を妨害することへの倫理上の問題という背景も見逃せず、今後も原則として当然違法の原則が維持される可能性が高いものの、事案によつては、より詳細な分

析を行うことになるだろうと指摘する。

5 情報経済、技術革新と反競争的効果

第5章において、前期分析をふまえ、因果関係の分析という視点から、分析手法を整理するとき、この共同の取引拒絶と同様に、当然違法の原則を原則として堅持しつつ、違反行為類型を要件化してきた米国の抱き合せ規制を取り上げ、その分析手法の意義について検証している。特に、この抱き合せ規制については、Microsoftを巡る抱き合せ問題が重要である。この事件では、プラットホームソフトウェア (OS) の統合と技術革新の関係、そして他方、統合による競争者の排除といった問題について、より正確な分析のためには、当然違法の原則ではなく、合理的な原則での分析が適切と示されたことに着目したい。この判決に示される合理的な原則に関する議論状況は、日々、技術革新によって変化する新たな市場において、反トラスト法がいかに適切な判断を下すことができるのかという問題、特に当然違法の原則や合理的な原則そして経済分析の取り扱いに關する有益な示唆を数多く含んでいる。

本論文では、その中でも抱き合せ規制で用いられる別の製品基準を取り上げ、特にMicrosoft III事件

(United States v. Microsoft Co., 346 U.S. App. D.C. 330, 253 F.3d 34 (D.C. Cir. 2001)) を中心に整理してみる。この判決によると、この別個の製品基準は、技術革新および効率性に関する評価を行う上で、不適切な基準であると判断示し、抱き合せ規制について合理の原則を採用すべきとしている。この点、ソフトウェア産業における製品の統合と違法な抱き合せの分水嶺を模索することは、世界の競争法共通の重要な論点である。これに関しては、日本も同じ様な問題状況にあるといえるだろう。ただし、このことは、直ちにアメリカ法における別個の製品基準に関する議論を独禁法の議論に持ち込むことが妥当であるということを意味するものではない。この点を重視し、本論文は別個の製品基準の問題点を明らかにしている。まず、抱き合せ規制に関して、抱き合せ規制の歴史的変遷を検討し、初期の判例の違法性の根拠は、能率競争阻害という多義的なものであって、独占力の拡張という单一の違法性の根拠で説明するのとは困難であり、これに対するシカゴ学派の批判は、理論的に問題があると指摘する。次に、Jefferson Parish 事件 (Jefferson Parish Hospital Dist. No.2, v. Hyde, 466 U.S. 2 (1984)) から Microsoft III 事件に至るまでの判例は、先例がこれまで問題視していなかつたよ

うな抱き合せの要素が問題となることを明確にすると共に、当然違法の原則の限界を次第に明らかにするものであつたといえる。したがって、反トラスト法における抱き合せ規制における違法性の根拠として、当然違法の要件、あるいは今回提示された合理の原則の方向性などは、その判断基準が一般的な抱き合せ全般をカバーしうるほど網羅性を有していたのか、疑問があるといえる。このように、新しい経済環境の変化を視野に入れた反トラスト法の分析を行うためには、当然違法の原則と合理の原則そして簡略化された合理の原則の当てはめの議論に終始することなく、具体的な反競争的効果を測定するための分析手法の精緻化、特に当該行為と反競争的効果との間の因果関係の存否に関する分析の議論がより重視されるようになってきていることが明らかになつていている。

6 競争回避型合意をめぐる新しい展開

本論文は、さらに、上記分析をふまえて、第6章において、これまでの議論を整理し、この非ハードコア型カルテルのうち事業提携に伴う競争事業者間の制限について、その評価が難しいとされる競争回避型合意の評価を再度取り上げている。これは、CDA事件判決そして事業提携ガイ

ドライン公表後、初めて訴追当局が取り上げた二〇〇三年のPolyGram事件(PolyGram Holding, Inc., FTC Docket No. 9298 (July 24, 2003))において再びこの分析手法をめぐる議論が問題となつたことから、この事件を基軸として、これまでの分析手法に関する論点を整理している。たどしこのPolyGram事件は、その分析手法の適用について、事業提携外部での競争回避型合意について、当然違法の原則に近いきわめて厳しい判断を示していることが注目される。ただし、この判断枠組みは、必ずしも事業提携ガイドラインと同一とはいはず、このことから、CD A事件判決以後、米国で盛んになつてている分析手法、特に合理的の原則や簡略化された合理的の原則については、未だに規制当局そして裁判所とともに、その解釈に関して、見解の相違を見ることができる。

7 結論

本論文は、当然違法の原則と合理的の原則そして簡略化された合理的の原則を巡る議論は、事実の存否に関する分析と当該行為と反競争的効果との間に存在する因果関係の分析という視点で整理することでより明確に理解できるとする。そして、近年、非ハードコアカルテルのように、反競争的

結果の有無をめぐる判断がきわめて困難な事例に対する適切な反トラスト法の評価を行う上で、この因果関係分析がより重視されることになるだろうと指摘する。

さらに、本論文は、米国反トラスト法における合理的の原則の精緻化の中で、この因果関係分析を整理することと、その経済分析、特に専門家証言の関連性も、因果関係の有無を適切に説明しているかという視点から、より整合的に理解できるとする。この反トラスト法に基づく分析結果は、基本的には、競争法全般に共通する反競争的効果の分析の一つとしてとらえることも可能であるとしており、今後、比較法的な分析に関して、競争事業者間の水平的合意(行為)と反競争的結果との間の因果関係分析を基軸にした整理が、競争法の理解により有益であると指摘する。

III 本論文に対する評価

本論文は、米国反トラスト法における分析手法を取り上げ、その現在の展開および機能を研究するものであり、特に、一九九〇年代以降の新しい展開をふまえ、合理的の原則の精緻化をめぐる学説、判例の展開、その運用状況を検証し、分析手法の精緻化が、反トラスト法適用の新しい展開を示すことを明らかにするものである。

本論文における著者の問題意識は、米国反トラスト法の分析手法を丁寧に検証することを中心としているものの、究極的には、競争法全体にわたる反競争的効果をめぐる法的判断の思考形式、判断枠組みそれ自体を抽出しようという試みである。したがってそれは、最新の米国反トラスト法の判例及び学説を中心的に整理されているとはいえ、その根底にある問題意識は、競争法の基礎理論に通底するものである。なお本論文の結論は、将来的には、我が国の不当な取引制限における「一定の取引分野における競争の実質的制限」(独占禁止法二条六項)の解釈論の整理にも影響を与えることができるものと考えられる。しかし、終章において、当然違法の原則や合理的の原則を「そのまま」日本における独占禁止法の解釈に持ち込むべきではないということを強調している。その上で、反トラスト法における分析手法を理解する基軸として、因果関係分析を導入している。この著者の問題意識、研究対象の設定および研究手法は、適切なものと評価できる。

次に、内容について、以下の点を評価しよう。すなわち、本論文は、米国反トラスト法の特徴である分析手法それ自体の意義と機能を取り上げ、特に論議の多い競争事業者間の水平的合意を中心として、この議論を整理し、行為と結

果との間の因果関係を基軸として、米国法における分析手法の整理を試みているというべきわめて意欲的な研究である。また、水平的合意について、競争回避型合意と競争者排除を企図する合意双方を分析対象としており、そのため膨大な判例および学説を整理し、単にこれを紹介するにとどまらず、因果関係分析という視点から批判的に検討を加えており、本格的な外国法研究として高く評価できる。

特に、本論文では、最近、経済法分野で話題となつてゐる経済分析について、その法的判断に与える影響について、冷静かつ批判的に検証している。専門家証言における経済学者の因果関係分析に対する、事案に即した分析であるか否かなど厳しく評価するDaubert基準と反トラスト法の関係は、これまで日本では十分に紹介されことがなかつたが、本論文では、この点を明らかにしている点で、今後、独占禁止法の実務において展開される可能性がある経済分析の状況を冷静に見極めるための有益な示唆を提供していると評価できる。

さらに本論文は、その評価がきわめて難しい事業提携や、情報の非対称性やネットワーク外部性など今日的な問題について、分析手法を丁寧に検証し、その上で、因果関係分析という視点からこれらの問題を整理することを試みてい

る。このように本論文は、著者の創意に基づく意欲的な研究手法が採用されており、この研究手法もまた評価しうるものといえる。

しかし、本論文には、いくつかの問題点も存在する。まず、反トラスト法における分析手法それ自体の構造を明らかにしようという意欲的な試みであることは評価できるものの、その反面、カバーする領域が広くなり、その結果、共同の取引拒絶においては、共謀型と競争者排除という新しいタイプの分類について説明が簡潔であるところが見られた。次に、抱き合わせ規制については、Microsoft事件以前の判例を丁寧に整理することで別個の製品基準の問題点をより広く検証している点は評価できるものの、その議論は、最近のポスト・シカゴ学派の議論に依拠するところが多かった。この点は、ポスト・シカゴ学派の問題点もさらいに批判的に検証することを求めていたところであつた。なお抱き合わせ規制を第5章において取り上げるに際し、表題において「共同行為規制」とありながら、抱き合わせを取り上げることについて十分な説明が不足しているという問題もある。しかし、上記問題点は本論文の致命的欠陥を導かないと考える。著者の真意は、本論文副題にあるように、米国反トラスト法の運用の歴史的展開を述べる上で、

または事例研究的に、抱き合わせについて考察したものと推察できる。第5章があるからこそ、本論文全体におけるダイナミックな著者の主張が読者に伝わってくるという利点も捨てがたい。したがって、上記問題点は、第5章の位置づけに関する著者の説明不足に起因するものと考えられるといえる。

また、本論文は、合理の原則の精緻化に焦点を絞っているとはいって、当然違法の原則の生成と展開に関する歴史的経緯についてさらに分析し、その概要を紹介する必要があつたのではないか。ただし、この点は、論文の問題意識が、合理的の原則の精緻化にあることからやむを得ない側面もあり、今後の研究の中で、今後当然違法の原則の意義を含め、さらなる研究の進展を期待したい。

最後に、本論文において分析された反トラスト法における分析手法、そしてその整理の基軸としての因果関係分析が、競争法全般に通底する分析枠組みの一つとなりうるか否かについて、著者にはもう少し踏み込んで説明することを求めたかった。

しかしながら、本論文は、その外国法研究としての意義、特に米国反トラスト法を理解する上で最も重要であるものの、日本では余り紹介されることがなかつた分析手法それ

自体を研究対象として、その生成と展開を判例および学説を中心に詳細に追跡・検討し、優れた成果を挙げていることを鑑みれば、上記問題点は、今後隅田君の継続的な研究の中で、より洗練された成果の中で解消されるものと思料する。

また著者である隅田君は、修士課程において民法を専攻し、その後、経済法研究に転じた研究者であり、経済法研究者として幅広い視野で研究を進めている。同君の米国反トラスト法における一連の研究は、学会でも評価されている。最近は、東京大学先端科学技術研究センターにおいて、特任研究員として、競争事業者間の水平的合意のうち、知的財産権との関係が問題となる標準化、パテントブール問題について、事業戦略との関係を含め、弁護士、弁理士や企業法務関係者と意見交換しつつ、研究を進めている。同君の研究は学術研究から実務の問題点をふまえた研究に進化しつつあり、その中で本論文の研究成果をさらに洗練させ、研究を進めているところである。このような研究活動も本論文の研究上の意義を評価する上で、考慮されるべき事項である。

なお、主論文に対して、副論文として、隅田浩司「競争法における抱き合せ規制と統合製品の評価」が提出され

ている。この論文は本論文における抱き合せ規制の研究を補完するものであり、抱き合せ規制におけるイノベーションと抱き合せされた市場における競争との関係について、統合製品の評価という視点から分析するものであり、本論文の論旨を各論的に敷衍するものであり、主論文の価値を一層高めるものとして評価できる。

IV 本論文審査の結論

本論文は米国反トラスト法における分析手法をめぐる学説、判例を総合的に分析するものである。外国法研究として、単なる紹介論文に終わることなく判例や学説を批判的に分析しており、本格的な外国法研究として学術的に高く評価されるだけではなく、今後、分析手法をめぐる研究の進展により日本の独占禁止法の解釈にも新しい視点を送り込むことができるものといえる。また、著者である隅田君は、幅広い視点と鋭い問題意識を持つ希有な若手研究者として、今後の活躍が大いに期待されるところである。

他方、本論文には未だ検討を要すべきところ、また分析の曖昧さが散見されるものの、このこと自体は、今後の隅田君の研究の進展により解消されるものであって、本論文の研究上の意義を損なうものではない。

以上の次第で、審査員一同、本論文は、慶應義塾大学法学博士号授与にふさわしい労作と判断する次第である。

平成一九年一月一九日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田村 次朗
副査 慶應義塾大学名誉教授 金子 晃
副査 慶應義塾大学法学部教授 藤原淳一郎
副査 法学研究科委員法学博士

鈴木正彦君より提出された学位請求論文「法に従う道徳的責務と市民的不服従－市民と国家の道徳的絆をめぐつて－」の構成は以下の通りである。

序論

第一部 政治的責務

第一章 政治的責務とは何か

第一節 正義論と政治的責務

第二節 政治的責務の問題構成

第二章 同意理論

第三章 利益受容論に基づく政治的責務理論－感謝の原理とフェア・ブレイの原理

第一節 感謝の原理

第二節 フェア・ブレイの政治的責務論

第四章 正義の自然的責務

第五章 メンハーシップの責務論と政治的責務論

第六章 終わりに

鈴木正彦君学位請求論文審査報告